別紙2

**製造販売後調査に係る経費（調査受託料）算出基準**

調査医薬品等名：

　 調査依頼者社名：

調査責任医師名：　　　　　　科

●下記は、算出の基準として調査票１冊当たりの金額を記載してください

【直接経費】

（１）調査研究経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円： A

　　※下記の該当する調査にチェック（■または☑）をいれてください

□ 一般使用成績調査　 ２０,０００円（1冊当たり単価）

　　□ 特定使用成績調査　 ３０,０００円（1冊当たり単価）

　　□ 使用成績比較調査　 ３０,０００円（1冊当たり単価）

　　□ 副作用･感染症報告　２０,０００円（1冊当たり単価）

　　□ その他（上記規定外の調査研究経費の場合は詳細を記載する）

（２）管理的経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円：　B

　　　　当該調査に必要な事務的、管理的経費

　　　　光熱水費、消耗品費、印刷費、通信費、審査・進行、記録保存等に関する経費

　　　　　算出基準：｛（A）｝×１０％

【間接経費】

　　　（３） 間接経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円：　C

当該調査に係る技術料、機械損料、建物使用料に係る経費

算出基準：｛（A）+（B）｝×３０％

【合　　計】

　　　　　合　　計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円：　D

算出基準：｛調査研究経費（A）＋管理的経費（B）＋間接経費（C）｝

|  |
| --- |
| 各経費には、消費税を別途加算するものとする |

【注意事項】

①算定対象は、製造販売後調査のうち一般使用成績調査、特定使用成績調査、使用成績比較調査

及び副作用・感染症報告に適用する。

②調査研究経費および管理的経費、間接経費については、調査終了後、回収された調査票の冊数を乗じた金額を納入する。

③症例追加の場合は、予定症例数の変更契約を締結する。

④調査受託料の少数点以下は繰り上げるものとする。